第二十二条の七十三の二の見出しを「（平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）」に改め、同条第一項中「第六十八条の八十五の四第一項に規定する財務省令」を「第六十八条の八十五の三第一項に規定する財務省令」に改め、同項第一号及び第二号中「第六十八条の八十五の四第一項」を「第六十八条の八十五の三第一項」に改め、同項第三号中「第六十八条の八十五の四第一項」を「第六十八条の八十五の三第一項」に、「次項」を「次項第六号」に改め、同条第二項中「第六十八条の八十五の四第九項」を「第六十八条の八十五の三第九項」に改め、同項第一号から第五号までの規定及び第七号中「第六十八条の八十五の四第七項」を「第六十八条の八十五の三第七項」に改める。

第二十二条の七十四第一項第二号ロ中「同条第七項第二号」を「同条第七項第一号イに規定する比較対象取引、同号ハ(1)に規定する比較対象取引、同項第二号」に、「第三十九条の百十二第七項第四号に掲げる準ずる」を「第三十九条の百十二第七項第四号に掲げる」に、「掲げる同等の」を「定める」に改め、同号ハ中「方法」の下に「又は同項第四号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法に準ずる方法に限る。）」を加え、「同号に規定する」を「これらの方法により」に改め、「書類」の下に「ロ及びホに掲げる書類を除く。）」を加え、同号ホ中「同条第七項第二号」を「同条第七項第一号イに規定する必要な調整、同号ハ(1)に規定する必要な調整、同項第二号」に、「第三十九条の百十二第七項第四号に掲げる準ずる」を「第三十九条の百十二第七項第四号に掲げる」に、「掲げる同等の」を「定める」に改める。

第二十二条の七十六第四項中「第三十九条の百十七の二第九項」を「第三十九条の百十七の二第二十二項」に、「同条第八項」を「同条第二十一項」に、「第三十九条の百十七第三項」を「第三十九条の百十七第四項」に改め、同項第一号中「施行令第三十九条の百十七第四項」を「法第六十八条の九十第三項」に改め、同項第二号イ中「第三十九条の百十七第一項」を「第三十九条の百十七第二項」に改め、同号ロからニまでの規定中「第三十九条の百十七第一項第一号」を「第三十九条の百十七第二項第一号」に改め、同項第四号中「株式等」を「各事業年度終了の日における株式等」に、「第三十九条の百十七第一項第一号」を「第三十九条の百十七第二項第一号」に改める。

第二十二条の七十六の三中「第二十二条の十二第四十項」を「第二十二条の十二第三十九項」に改める。

第二十二条の七十八第一項中「乳牛は、」を「交雑牛又は乳牛は、交雑牛にあつては」に、「第三条第二項第八号」を「第三条第二項第十一号に掲げる種別である牛とし、乳牛にあつては同項第八号」に改め、同条第二項中「掲げる事項と」を「定める事項と」に改め、同項第一号イ中「次号」を「イ及び次号イ」に改め、同条第三項中「掲げる事項」を「定める事項」に改める。

第二十二条の七十九の見出しを「（転廃業助成金等に係る課税の特例）」に改め、同条第一項第三号中「この項」を「この号、第五号及び第七号」に改め、同項第四号中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に改め、同条第四項第三号中「この項」を「この号及び第六号」に改め、同項第四号中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に改める。

第二十二条の二第一項第二号中「暗きよ」を「暗渠（きょ）」に改め、同条第七項第一号ロ中「定める」を「掲げる」に改め、同号ハ中「すべて」を「全て」に改める。

第二十二条の二の二第三項第一号ハ中「同号」を「同条第二項第一号」に改め、同号ニ及び同条第四項中「すべて」を「全て」に改め、同条第十一項第一号ロ中「（平成八年法律第四十七号）」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同項第二号、第三号ロ及び第四号中「すべて」を「全て」に改める。

第二十三条の五の二第六項第一号イ(1)中「贈与をした者に」を「特定受贈者に」に改め、同号イ(5)中「の取得」を「（以下この条において「土地等」という。）の法第七十条の二第一項第一号に規定する取得」に、「土地又は土地の上に存する権利を」を「土地等を」に改め、同号ロ(3)中「住民票の写し」を「書類」に改め、同号ハ(4)中「に掲げる住民票の写し及びイ(5)」を「及び(5)」に改め、同項第二号イ(3)中「土地又は土地の上に存する権利」を「土地等」に、「及び同項第一号」を「並びに同項第一号」に改め、同号ロ(3)中「住民票の写し」を「書類」に改め、同項第三号イ(3)及び(5)中「土地又は土地の上に存する権利」を「土地等」に改める。

第二十三条の六第六項第一号イ(1)中「贈与をした者」を「特定受贈者」に改め、同号イ(3)中「の取得」を「（以下この条において「土地等」という。）の法第七十条の三第一項第一号に規定する取得」に、「土地又は土地の上に存する権利を」を「土地等を」に改め、同号ロ(3)中「住民票の写し」を「書類」に改め、同号ハ(4)中「に掲げる住民票の写し及びイ(3)」を「及び(3)」に改め、同項第二号イ(3)中「土地又は土地の上に存する権利」を「土地等」に、「及び同項第一号」を「並びに同項第一号」に改め、同号ロ(3)中「住民票の写し」を「書類」に改め、同項第三号イ(3)及び(5)中「土地又は土地の上に存する権利」を「土地等」に改める。

第二十三条の九第五項中「第二十三項第一号イ」を「第二十四項第一号イ」に改め、同条第六項各号中「すべて」を「全て」に改め、同条第八項中「第四十条の八第九項」を「第四十条の八第十項」に改め、同条第九項中「第四十条の八第十五項」を「第四十条の八第十六項」に改め、同条第十三項中「第四十条の八第十六項第一号ロ」を「第四十条の八第十七項第一号ロ」に改め、同条第十五項第三号中「介護保険法」の下に「（平成九年法律第百二十三号）」を加え、同条第十六項中「第四十条の八第二十二項」を「第四十条の八第二十三項」に改め、同条第十八項及び第十九項中「すべて」を「全て」に改め、同条第二十項中「第四十条の八第三十三項」を「第四十条の八第三十四項」に、「同条第三十二項」を「同条第三十三項」に改め、同項第一号中「第四十条の八第三十二項」を「第四十条の八第三十三項」に改め、同条第二十二項第三号中「すべて」を「全て」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　第一号の贈与に係る契約書の写しその他の当該贈与の事実を明らかにする書類

第二十三条の九第二十三項中「第四十条の八第三十四項第五号」を「第四十条の八第三十五項第五号」に改め、同条第二十四項中「第四十条の八第三十四項」を「第四十条の八第三十五項」に改め、同条第二十五項中「第四十条の八第三十四項」を「第四十条の八第三十五項」に改め、同項第二号ハ中「すべて」を「全て」に改め、同条第二十七項及び第二十八項中「第四十条の八第三十五項」を「第四十条の八第三十六項」に改め、同条第三十一項第一号イ中「すべて」を「全て」に改め、同条第三十二項中「第四十条の八第三十六項」を「第四十条の八第三十七項」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第三十三項中「すべて」を「全て」に改める。

第二十三条の十第五項中「同項」を「同号」に改め、同条第七項中「第二十九項第一号イ」を「第三十項第一号イ」に改め、同条第八項中「第四十条の八第十項」を「第四十条の八第十一項」に改め、同条第十項中「第四十条の八の二第二十一項第一号ロ」を「第四十条の八の二第二十二項第一号ロ」に改め、同条第十三項中「第四十条の八の二第二十三項」を「第四十条の八の二第二十四項」に改め、同条第十五項中「第四十条の八の二第二十七項」を「第四十条の八の二第二十八項」に、「及び」を「及び同項に規定する」に改め、同条第十九項中「第四十条の八の二第三十九項」を「第四十条の八の二第四十項」に改め、同項第一号中「第四十条の八の二第三十八項」を「第四十条の八の二第三十九項」に改め、同条第二十一項第四号及び第八号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二十二項中「第四十条の八の二第四十項」を「第四十条の八の二第四十一項」に改め、同項第二号ハ中「すべて」を「全て」に改め、同条第二十六項中「第四十条の八の二第四十一項」に改め、同項第四号中「第四十条の八の二第四十一項」を「第四十条の八の二第四十二項」に改め、同項第七号ロ及びハ中「第四十条の八の二第二十三項」を「第四十条の八の二第二十四項」に改め、同条第二十七項中「第四十条の八の二第四十一項」を「第四十条の八の二第四十二項」に改め、同条第三十項第一号イ中「すべて」を「全て」に改め、同条第三十一項中「第四十条の八の二第四十三項」を「第四十条の八の二第四十四項」に改める。